
高濃度PCB廃棄物の無害化処理に関わる 技術ガイドラインの改訂方針

令和8年3月26日



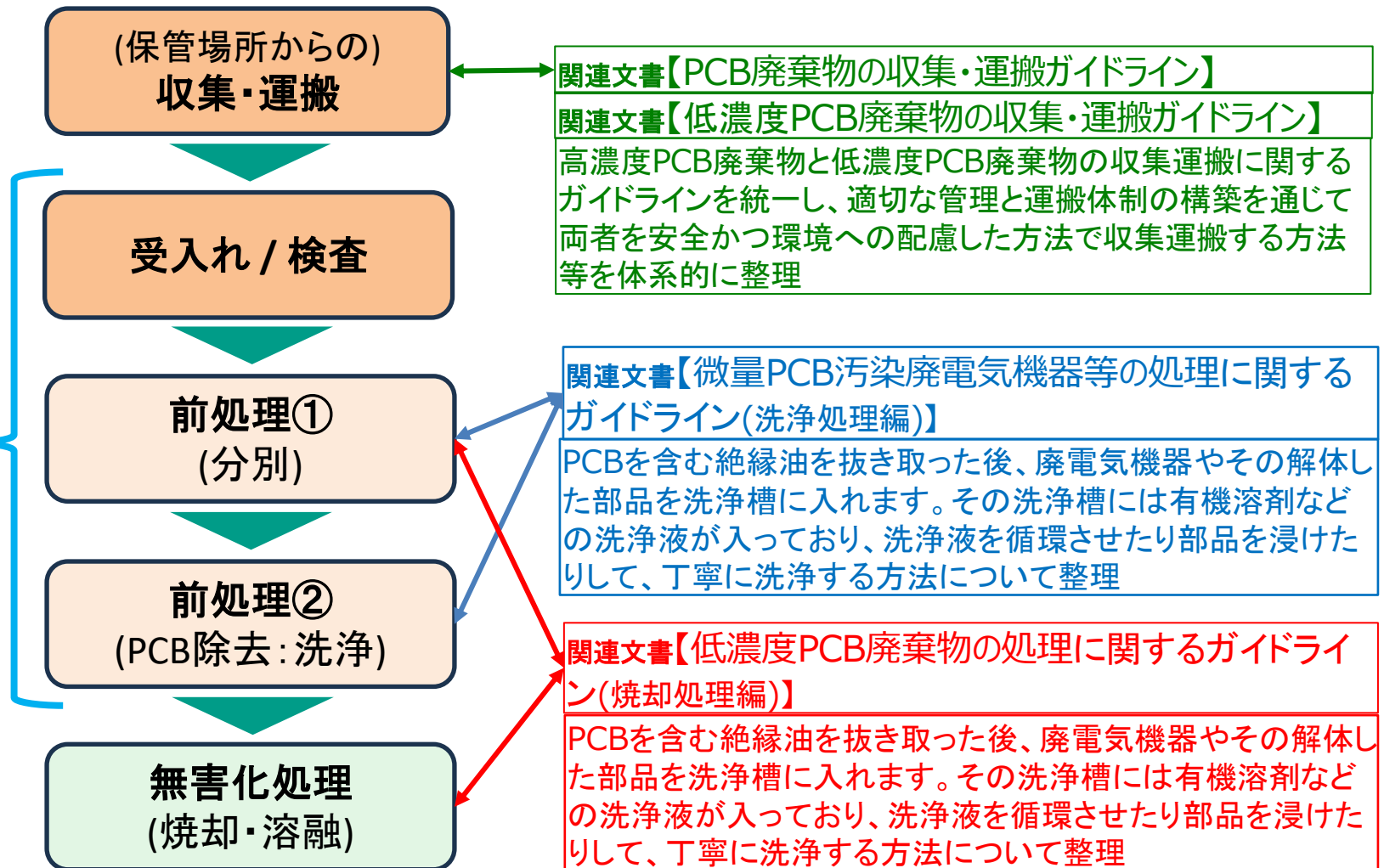
廃棄物規制担当参事官室/PCB廃棄物処理推進室

高濃度PCB廃棄物の処理フロー

- 高濃度PCB廃棄物の無害化認定の申請を受けるにあたり、現行の低濃度PCB廃棄物の処理に関する無害化処理ガイドライン等を参考に、高濃度PCB廃棄物の処理にあたり必要となる技術等をガイドラインに盛り込む。

・高濃度PCB廃棄物の受け入れに際しては、まず高濃度PCB廃棄物からPCBを適切に分別・除去する考え方を明確に整理することが重要

・その上で、洗浄ガイドラインおよび焼却ガイドラインの双方に、高濃度PCB廃棄物を無害化処理するために必要な事項(作業環境のレベル管理や工程管理、作業の安全確保等)を追記し、より安全かつ確実な処理方法の確立を目指す



高濃度PCB廃棄物処理に関するガイドライン一覧



- 高濃度PCBの無害化処理認定にあたり工程ごとに参照すべき現行ガイドラインの該当箇所を整理
- 収集・運搬、受入れ/検査、前処理、無害化処理の各工程について現行ガイドラインへ対応付けた
- 高濃度PCBに対しても、既存の技術的枠組みを活用して審査・整理が可能となることを明示
- 今後のガイドライン改訂や無害化認定審査における確認事項を明確化できる

| 処理工程 | 関連する文書名(ガイドライン名) | 関連する記載項目(各ガイドラインの目次) |
|--------------------|--|---|
| (保管場所からの) 収集・運搬 | P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン | 【第1章】総則 【第2章】収集・運搬 【第3章】運搬容器 【第4章】安全管理及び運行管理 【第5章】緊急時の対策 |
| | 低濃度 P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン | 【Ⅱ-第1章】総則 【Ⅱ-第2章】収集・運搬 【Ⅱ-第3章】運搬容器 【Ⅱ-第4章】安全管理及び運行管理 【Ⅱ-第5章】緊急時の対策 |
| 受入れ/検査 | 微量 P C B 汚染廃電気機器等の 処理に関するガイドライン - 洗淨処理編 - | 【2章-2-1】処理施設の事前確認 【2章-2-2】処理条件の設定 【2章-3-1】共通事項 【2章-3-2】受入設備 |
| | 低濃度 P C B 廃棄物の 処理に関するガイドライン - 焼却処理編 - | 【2章-2-1】処理施設の事前確認 【2章-2-2】処理条件の設定 【2章-3-1】共通事項 【2章-3-2】受入設備 |
| 前処理① (分別) | 微量 P C B 汚染廃電気機器等の 処理に関するガイドライン - 洗淨処理編 - | 【2章-3-3】洗淨設備 【2章-3-4】環境対策設備 【2章-3-5】分析設備 【2章-3-6】異常発生防止対策 |
| | 低濃度 P C B 廃棄物の 処理に関するガイドライン - 焼却処理編 - | 【2章-3-4】焼却設備等 【2章-3-5】環境対策設備 【2章-3-6】分析設備 【2章-3-7】異常発生防止対策 |
| 前処理② (PCB除去：洗淨) | 微量 P C B 汚染廃電気機器等の 処理に関するガイドライン - 洗淨処理編 - | 【2章-4-1】受入 【2章-4-2】保管 【2章-4-3】洗淨処理 【2章-4-4】事故時の対応 |
| 無害化処理 (焼却・溶融) | 低濃度 P C B 廃棄物の 処理に関するガイドライン - 焼却処理編 | 【2章-4-1】受入 【2章-4-2】保管 【2章-4-3】焼却処理 【2章-4-4】事故時の対応 |

(参考) 現行のガイドライン (焼却処理編) の構成 ①



現行のガイドライン (低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン – 焼却処理編 –) の記載内容

| 項目 | | 記載の内容 |
|-----------------------------|--|---|
| 【第1章】 総則 | 1.1 目的 1.2 PCBの性状 1 PCBの構造と用途 2 PCB問題の経緯 3 PCBの性状等 4 PCBに関する各種環境法令の基準等 5 絶縁油の性状 | <ul style="list-style-type: none"> ● 目的で低濃度PCB廃棄物の種類と区分を定義し説明 ● PCBの一般的な事項、関係法令等の基準等を挙げて説明 |
| 【第2章】 焼却処理 | 2.1 低濃度PCB廃棄物の焼却施設の概要 2.2 焼却処理に当たって 1 処理施設の事前確認 2 処理条件等の設定 2.3 処理施設の構造等 1 共通事項 2 受入設備 3 供給設備 4 燃焼設備等 5 環境対策設備 6 分析設備 7 異常発生の防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> ● 焼却施設の種類、機器構成等を説明し、廃棄物処理法施行規則に規定された要求事項を具体的に説明 ● 共通事項では、①処理能力、②構造耐力上の安全確保、③腐食防止及び④飛散、流出、浸透の防止及び悪臭の発散防止の細目を設けて説明 ● このうち④では微量PCB汚染廃電気機器等の解体選別や低濃度PCB廃棄物の容器への移し替え作業時等におけるPCBの飛散・流出等の防止対策としてオイルパンの設置、流出防止堤の設置、床面の浸透防止施工等の設備面での対策を具体的に例を挙げて説明 |

(参考) 現行のガイドライン (焼却処理編) の構成 ②



現行のガイドライン (低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン - 焼却処理編 -) の記載内容

| 項目 | 記載の内容 |
|---|---|
| <p>【第2章】 焼却処理 (①つづき)</p> <p>2.4 処理施設の維持管理等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受入 2 供給 3 焼却処理 4 事故時等の対応 5 火災防止 6 施設の点検及び機能検査 7 生活環境保全 8 維持管理等に関する記録の作成・保存・閲覧 9 処理施設において発生した廃棄物の適正処理 10 運転管理体制 <ol style="list-style-type: none"> 1 1 事故の未然防止 1 2 緊急時連絡体制 1 3 緊急時の措置 1 4 専門家による支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 受入では事前確認及び受入れ時の確認として、各低濃度PCB廃棄物の由来や性状、PCB濃度等の確認を要求 ● また受入れ時の漏洩・飛散・流出防止とする項目を設け、①低濃度PCB廃油の受入タンクへの移送時の漏えい等防止、②低濃度PCB汚染物・処理物の飛散・流出防止、③炉投入用容器等への移し替え時の漏えい・飛散・流出防止、④前処理として行う抜油後の変圧器等の解体又は選別作業時の漏えい・飛散・流出防止についてそれぞれ留意事項を具体的に説明 ● 特に③では、PCB濃度が1%を超える低濃度PCB汚染物について特別化学物質等障害予防規則で規定する特定化学物質等作業主任者等の選任、特殊健康診断の実施、PCB及びダイオキシン類の作業環境濃度の測定、適切な保護具の着用、局所排気装置等の設置等について要求事項を説明 ● さらに④では、床面の浸透防止対策及び解体前に行う変圧器等からの徹底した残油の排出を要求 |
| <p>【第3章】 円滑な処理のために必要な事項</p> <p>3.1 目的</p> <p>3.2 平常時の処理の安全性の確保に向けた取組事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の管理の方法 2 排ガスや排水、敷地境界におけるPCB濃度の測定 3 処理対象物の管理 4 処理に伴い生ずる廃棄物の管理 <p>3.3 異常時の対応に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 異常時及び災害時の対応方法 2 連絡方法 <p>3.4 その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境安全教育や防災訓練等の実施に関する情報 2 施設見学等の実施に関する情報 3 処理状況の評価に関する情報 | <ul style="list-style-type: none"> ● 処理施設を管轄する自治体や近隣住民等との間で処理に伴うリスクの程度や安全性確保に向けた取組等の実施状況、トラブル時の対応方法等に関する情報の共有を通じて信頼関係を構築するために行うべき項目について説明 |

(参考) 現行のガイドライン (洗浄処理編) の構成 ①

現行のガイドライン (低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン – 焼却処理編 –) の記載内容

| 項目 | 記載の内容 |
|---|---|
| <p>【第1章】 総則</p> <p>1.1 目的 1.2 PCB及び絶縁油の性状</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 PCBの構造と用途 2 PCB問題の経緯 3 PCBの性状等 4 PCBに関する各種環境法令の基準等 5 絶縁油の性状 | <ul style="list-style-type: none"> ● 目的で低濃度PCB廃棄物の種類と区分を定義し説明 ● PCBの一般的な事項、関係法令等の基準等を挙げて説明 |
| <p>【第2章】 洗浄処理</p> <p>2.1 微量PCB汚染廃電気機器等の洗浄施設の概要 2.2 洗浄処理に当たって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 処理施設の事前確認 2 処理条件等の設定 <p>2.3 処理施設の構造等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共通事項 2 受入設備 3 洗浄設備 4 環境対策設備 5 分析設備 6 異常発生防止対策 <p>2.4 処理施設の維持管理等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受入 2 保管 3 洗浄処理 4 事故時等の対応 5 火災防止 6 施設の点検及び機能検査 7 生活環境保全 8 維持管理等に関する記録の作成・保存・閲覧 9 運転管理体制 10 事故の未然防止 11 緊急時連絡体制 12 緊急時の措置 13 専門家による支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 洗浄施設の機器構成等を説明し、廃棄物処理法施行規則に規定された要求事項を具体的に説明 ● 共通事項では、①処理能力、②構造耐力上の安全確保、③腐食防止及び④飛散、流出、浸透の防止及び悪臭の発散防止の細目を設けて説明 ● 受入では事前確認及び受入れ時の確認として、各低濃度PCB廃棄物の由来や性状、PCB濃度等の確認を要求 ● また受入れ時の漏洩・飛散・流出防止とする項目を設け、①低濃度PCB廃油の受入タンクへの移送時の漏えい等防止、②低濃度PCB汚染物・処理物の飛散・流出防止、③炉投入用容器等への移し替え時の漏えい・飛散・流出防止、④前処理として行う抜油後の変圧器等の解体又は選別作業時の漏えい・飛散・流出防止についてそれぞれ留意事項を具体的に説明 |

(参考) 現行のガイドライン (洗浄処理編) の構成 ②



現行のガイドライン (低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン – 焼却処理編 –) の記載内容

| 項目 | 記載の内容 |
|--|--|
| <p>【第3章】 円滑な処理のために必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none">3.1 目的3.2 平常時の処理の安全性の確保に向けた取組事項<ul style="list-style-type: none">1 施設の管理の方法2 排ガスや排水、敷地境界におけるPCB濃度の測定3 処理対象物の管理4 処理に伴い生ずる廃棄物の管理3.3 異常時の対応に関する事項<ul style="list-style-type: none">1 異常時及び災害時の対応方法2 連絡方法3.4 その他<ul style="list-style-type: none">1 環境安全教育や防災訓練等の実施に関する情報2 施設見学等の実施に関する情報3 処理状況の評価に関する情報 | <ul style="list-style-type: none">● 処理施設を管轄する自治体や近隣住民等との間で処理に伴うリスクの程度や安全性確保に向けた取組等の実施状況、トラブル時の対応方法等に関する情報の共有を通じて信頼関係を構築するために行うべき項目について説明 |